

第一 熊本地裁判決と真相究明

目次

第一 熊本地裁判決と真相究明	……………	3頁
第1 争点についての判示	……………	3頁
一 厚生大臣のハンセン病政策遂行上の違法及び故意・過失の有無について		
二 国会議員の立法行為の国家賠償上の違法及び故意・過失の有無について		
三 損害について		
四 除斥期間について		
第2 熊本地裁判決の意義	……………	5頁
第3 同判決と真相究明	……………	5頁

第一 熊本地裁判決と真相究明

第1 争点についての判示

一 厚生大臣のハンセン病政策遂行上の違法及び故意・過失の有無について

「・・・遅くとも昭和 35 年以降においては、すべての入所者及びハンセン病患者について隔離の必要性が失われたというべきであるから、厚生省としては、その時点において、新法の改廃に向けた諸手続を進めることを含む隔離政策の抜本的な変換をする必要があったというべきである。そして、厚生省としては、少なくとも、すべての入所者に対し、自由に退所できることを明らかにする相当の措置を採るべきであった。のみならず、・・・厚生省としては、・・・療養所外でのハンセン病医療を妨げる制度的欠陥を取り除くための相当な措置を採るべきであった。さらに、・・・厚生省としては、入所者を自由に退所させても公衆衛生上問題とならないことを社会一般に認識可能な形で明らかにするなど、社会内の差別・偏見を除去するための相当な措置を採るべきであったというべきである。

この点、厚生省は、・・・新法廃止まで、新法の改廃に向けた諸手続を進めることを含む隔離政策の抜本的な変換を行ったものとは評価できない。また、厚生省は、新法廃止まで、すべての入所者に対し、自由に退所できることを明らかにするなどしたことはなく、療養所外でのハンセン病医療を妨げる制度的欠陥を取り除くことなく放置し、さらには、社会一般に認識可能な形でハンセン病患者の隔離を行わないことを明らかにするなどしなかったのであるから、前記の相当な措置等を行ったとも評価し得ない。

伝染病の伝ば及び発生の防止等を所管事務とする厚生省を統括管理する地位にある厚生大臣は、厚生省が右のような隔離政策の抜本的な変換やそのために必要とする相当な措置を採ることなく、入所者の入所状態を漫然と放置し、新法 6 条、15 条の下で隔離を継続させたこと、また、ハンセン病が恐ろしい伝染病でありハンセン病患者は隔離されるべき危険な存在であるとの社会認識を放置したことにつき、法的責任を負うものというべきであり、厚生大臣の公権力の行使たる職務行為に国家賠償法上の違法性があると認めるのが相当である。

そして、厚生大臣は、昭和 35 年当時、・・・隔離の必要性を判断するのに必要な医学的知見・情報を十分に得ていたか、あるいは得ることが容易であったと認められ、また、ハンセン病患者又は元患者に対する差別・偏見の状況についても、容易に把握可能であったというべきであるから、厚生大臣に過失があることを優に認めることができる。」

二 国会議員の立法行為の国家賠償法上の違法及び故意・過失の有無について

「・・・新法の隔離規定は、新法制定当時から既に、ハンセン予防上の必要を超えて過度な人権の制限を課すものであり、公共の福祉による合理的な制限を逸脱していたというべきものであり、遅くとも昭和 35 年には、その違憲性が明白になっていたのであるが、このことに加え、新法附帯決議

が、近い将来、新法の改正を期するとしており、もともと新法制定当時から新法の隔離規定を見直すべきことが予定されていたこと、・・昭和 38 年の第 8 回国際らい会議では、『この病気に直接向けられた特別な法律は破棄されるべきである。・・無差別の強制隔離は時代錯誤であり、廃止されなければならない。』とされたこと、同年ころの新法改正運動の際には、全患協が、国会議員や厚生省に対し、改正要請書を提出したり新法改正を求める陳情を行うなどの活動を盛んに行っており、右陳情を受けた国会議員の中には、『政府も早急に法改正に努力しなければならない。』とか、『このような予防法があることは国としても恥ずかしい。』と述べた者もいたほどであり、国会議員としてもこのころに新法の隔離規定の適否を判断することは十分に可能であったこと、昭和 39 年 3 月に厚生省公衆衛生局結核予防課がまとめた『らいの現状に対する考え方』・・からしても、新法の隔離規定に合理性がないことが明らかであること、その他、・・を考慮し、新法の隔離規定が存続することによる人権侵害の重大性とこれに対する司法的救済の必要性にかんがみれば、他にはおよそ想定し難いような極めて特殊で例外的な場合として、遅くとも昭和 40 年以降に新法の隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償法上の違法性を認めるのが相当である。・・・・プロミンによりハンセン病が治し得るものとなっていたことは、新法制定までの国会審議で明らかにされていた上、ハンセン病に関する国際会議の動向は、国会議員においても自ら又は厚生省を通じて調査すれば十分に認識可能であり、遅くとも昭和 39 年には厚生省公衆衛生局結核予防課がまとめた『らいの現状に対する考え方』等によって、新法が医学的根拠を欠いていたことが十分に判断できたはずである。」

三 損害について

「原告らは、本件の共通損害を、社会の中で平穩に生活する権利と表現しているが、その中身として、個々に挙げているところは、極めて多岐にわたっている。このうち、財産的損害、特に逸失利益については、慰謝料算定の根拠を著しくあいまいにするものである上、本件において、これに一定の共通性を見いだすことは困難であるから、これを許容することはできず、また、身体的損害（断種、墮胎、治療機会の喪失、患者作業による後遺症の発生等）についても、個々の原告による差異が著しく、これを共通損害として、本件の賠償の対象とすることはできない。

原告らが社会の中で平穩に生活する権利の中の主要なものとして取り上げる隔離による被害については、・・時期を特定すれば、一定の共通性を見いだすことが可能であり、各療養所における取扱いの違い等、個々の原告間の被害の程度の差異については、より被害の小さいケースを念頭に置いて控え目に損害額を算定する限り、被告に不利益を及ぼすものではない。・・ハンセン病に対する誤った社会認識（偏見）により、原告らが社会の人々から様々な差別的扱いを受けたことそのものを賠償の対象とすべきものではなく、そのような地位に置かれてきたことによる精神的損害を被害としてとらえるべきであり、これにも、一定の共通性を見いだすことができる。・・」

四 除斥期間について

「・・・本件の違法行為は、厚生大臣が昭和 35 年以降平成 8 年の新法廃止まで隔離の必要性が失われたことに伴う隔離政策の抜本的な変換を怠ったこと及び国会議員が昭和 40 年以降平成 8 年まで新法の隔離規定を改廃しなかったことという継続的な不作為であり、違法行為が終了したのは平成 8 年の新法廃止時である上、これによる被害は、療養所への隔離や、新法及びこれに依拠する隔離政策により作出・助長・維持されたハンセン病に対する社会内の差別・偏見の存在によって、社会の中で平穩に生活する権利を侵害されたというものであり、新法廃止まで継続的・累積的に発生してきたものであって、違法行為終了時において、人生被害を全体として一体的に評価しなければ、損害額の適正な算定ができない。

このような本件の違法行為と損害の特質からすれば、本件において、除斥期間の起算点となる『不法行為ノ時』は、新法廃止時と解するのが相当である。」

第 2 熊本地裁判決の意義

同判決を聞いた喜び、感動を、ある原告は、次のような詩にまとめた（ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団『開かれた扉 ハンセン病裁判を闘った人たち』講談社、2003 年、294 頁）。

太陽は輝いた
九十年
長い長い暗闇の中
ひとすじの光が走った
鮮烈となって
硬い巖を砕き
光が走った
私は俯かないでいい
光の中を
胸を張って歩ける
もう私は俯かないでいい
太陽は輝いた

第 3 同判決と真相究明

上記の「判示」部分を除くと、同判決の「判断」部分は、「ハンセン病の医学的知見及びその変遷」と「我が国のハンセン病政策の変遷等」とからなる。そして、後者は、「戦前の状況について」（「癩予防二関スル件」の制定、療養所の設置、懲戒検束権の付与、断種の実施、第 1 期増床計画、入所

第一 熊本地裁判決と真相究明

対象の拡張等、旧法の制定、「癩の根絶策」、療養所の新設、無癩県運動」と、「戦後、新法制定までの状況について」(栗生楽泉園特別病室事件の発覚、優生保護法の制定、プロミンの予算化、戦後の第2次増床計画と患者収容の強化、栗生楽泉園殺人事件とその影響、三園長発言、予防法闘争、衆議院議員長谷川保の質問に対する内閣総理大臣の答弁書、新法の国会審議、「伝染させるおそれがある患者」の解釈)と、「新法制定後の状況について」(新法制定後の通達の定め、新法改正運動の経過、退所について、外出制限について、優生政策について、患者作業について、療養所における生活状況の変遷について、療養所以外の医療機関での治療について、新法廃止までの経過)と、「ハンセン病患者等に対する社会的差別・偏見について」(旧来からの差別・偏見について、無らい県運動以降の戦前の差別・偏見について、戦後の差別・偏見について、後遺症と園名について、差別・偏見の現れ)とからなる。

原告の主張を真正面から受け止め、90年に及ぶハンセン病政策の歴史的事実の大枠を見事に掴み取った判決といえよう。

しかしながら、裁判という法制度の持つ構造的な制約もあって、真相究明及び再発防止という観点から見た場合、多くの問題が残されたことも確かである。例えば、違憲、不法なハンセン病強制隔離政策が何故、戦後も廃止されず、逆に強化されたのか。そして、1953年法の廃止が何故、1996年まで待たざるを得なかったのか。これらは、今後の検討に委ねられた。強制隔離政策に関わった各界の責任、それも狭義の法的な責任にとどまらず、再発防止という観点から見た場合の広義の責任についても、掘り下げた検討は今後の課題とされたといえよう。

加えて、「石にかじりついて三年解決」(上記『開かれた扉』vi)という同裁判特有の制約等も存した。その結果、同裁判では共通被害の立証に重点が置かれたために、個別被害の解明は少なくとも表面上は必ずしも十分ではない。戦後、本土復帰前の沖縄における被害も、その解明は今後に残されることになった。熊本地裁判決は、次のように判示したからである。

「本土復帰前の沖縄のハンセン病政策は、本土のハンセン病政策とは異なる経過をたどってきたのであり、法制自体に共有するところが大きいとはいえ、隔離規定の運用状況や退所許可の実情等については、証拠上必ずしも明らかではなく、本土復帰前の沖縄における被害を、同時期の本土のそれと同視することができるというだけの立証が尽くされているとはいえない。したがって、・・・本土復帰前の被害については個別損害として本件訴訟の賠償の対象とはせず、本土復帰後の被害のみを賠償の対象とすることとした。」

差別・偏見の構造の解明も同様である。同判決は「・・・無らい県運動等のハンセン病政策によって生み出された差別・偏見は、それ以前にあったものとは明らかに性格を異にするもので、ここに、今日まで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があると言っても過言ではない。」などと指摘しているが、同運動の分析は、その多くが今後委ねられたといえよう。

しかしながら、これらを放置したままで、真相究明及び再発防止を行えるかといえば、答えは明らかに否であろう。この残された問題を余すところなく究明し、その上に再発防止策を提案したい。